

一般社団法人北海道マンション管理士会定款

平成 25 年 3 月 11 日 認証
平成 25 年 4 月 01 日 施行
平成 27 年 4 月 25 日 改正
平成 29 年 4 月 15 日 改正

第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人北海道マンション管理士会と称する。

(主たる事務所及び従たる事務所)

第 2 条 当法人は、主たる事務所を札幌市中央区に置く。

2 当法人は、理事会の決議により、必要な地区に支部を置き、その支部を管理、運営するため、従たる事務所を置くことができる。これを変更又は廃止する場合も、同様とする。

3 支部及び従たる事務所の設置等に関する必要な事項は、別に定める支部設置規程による。

(定義)

第 3 条 この定款において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 法人法 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律をいう。
- 二 適正化法 マンションの管理の適正化の推進に関する法律をいう。
- 三 会員 当法人の会員であるマンション管理士を法人法第 11 条第 1 項第五号に規定する当法人の社員という。
- 四 日管連 一般社団法人日本マンション管理士会連合会をいう。
- 五 登録マンション管理士 当法人に所属し、日管連に登録したマンション管理士をいう。
- 六 所属マンション管理士 当法人に所属するマンション管理士をいう。
- 七 総会 法人法上の社員総会をいう。
- 八 会長 法人法上の代表理事をいう。
- 九 入会 法人法上の入社をいう。
- 十 退会 法人法上の退社をいう。

(定款及び倫理規程の遵守)

第 4 条 会員は、当法人の定款及び倫理規程を遵守しなければならない。

(品位の保持)

第5条 当法人は、会員の品位を保持し、その業務の改善推進を図るため、会員の指導・連絡・監督に関する事務を行う。

(他のマンション管理士会への入会)

第6条 会員は、重複して日管連傘下の他のマンション管理士会あるいは日管連に加盟していないマンション管理士会（紛らわしい名称を冠した団体を含む）の会員となることはできない。

第2章 目的及び事業

(目的)

第7条 当法人は、適正化法及び関連法令に則り、マンション管理士としての倫理規範を遵守し、会員が相互協力して、その資質、専門的知識及び技能等を向上させ、マンションの管理に係る適切な運営の技法等の開発と普及を図り、マンション管理士業の健全な発展を目指すとともに、マンションの維持及び管理に関する諸問題を抱えている管理組合及び区分所有者からの相談に応じ、調査及び的確な情報提供を行い、総合的解決能力をもって指導、助言及び援助を行う会員の活動を支援することによって、誰もが暮らしやすい快適な居住環境と住み良いまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第8条 当法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- 一 マンション管理に関する情報の収集及び提供に関する事業。
- 二 マンション管理に関する調査を行う事業。
- 三 マンション管理に関する専門的知識及び能力の向上のための研修会、セミナー、シンポジウム及び講演会等の開催に関する事業。
- 四 マンションの区分所有者及び管理組合等への啓蒙、PR、助言及び指導を行う会員の活動支援、行政の関係機関及び諸団体との連携並びに調査、研究の受託及び業務の請負に関する事業。
- 五 マンションの区分所有者及び管理組合等を対象とする相談会の開催と電話による相談業務並びにマンション管理士の派遣による相談、助言及び指導業務に関する事業。
- 六 会誌その他の刊行物の発行に関する事業。
- 七 その他前各号に関連して、当法人の目的を達成するために必要な事業。

(公告方法)

第9条 当法人の公告は、電子公告の方法により行う。

2 事故その他やむを得ない事由により、電子公告の方法による公告を行うことができないときは、官報に掲載して行う方法による。

(機関)

第10条 当法人は、当法人の機関として理事会及び監事を置く。

第3章 会員

(会員の種類及び資格)

第11条 当法人の会員は、マンション管理士で、北海道に在住する個人又は北海道内に事務所を有する個人とする。

(入会)

第12条 当法人の会員として入会しようとする者は、理事会の承認を得なければならない。

2 会員の入会手続等に関し必要な事項は、別に定める会員規則による。

(会員の日管連への登録)

第13条 当法人は、所属マンション管理士について、日管連が定める登録申請書を日管連に提出し、登録マンション管理士として登録しなければならない。

2 前項の登録申請書には、次に掲げる事項を記載し、登録を受けるマンション管理士が署名捺印しなければならない。

- 一 氏名及び性別
- 二 生年月日
- 三 住所又は事務所の名称・所在地
- 四 試験の合格年月日及び合格証書番号
- 五 登録番号及び登録年月日

3 第1項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- 一 住所又は事務所を証する書面
- 二 略歴書
- 三 マンション管理士登録証（写）
- 四 登録講習修了証（写）
- 五 誓約書
- 六 写真 1葉

(経費の支払義務)

第14条 会員は、総会の定める額の入会金及び年会費を支払わなければならない。

2 前項の入会金及び年会費は、法人法第27条に規定する経費とする。

(会員名簿)

第15条 当法人は、会員の氏名及び住所その他を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

2 当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した場所又は連絡先にあてて行うものとする。

3 当法人の会員に対する通知又は催告は、本定款に別に定める場合を除き、電磁的方法により行うものとする。

(届出)

第16条 会員は氏名、住所又は事務所等の変更があった場合は、遅滞なく会長に届け出なければならない。

2 当法人は、毎年6月1日時点における所属マンション管理士名簿及び役員名簿を日管連に届け出なければならない。

(退会)

第17条 会員は、いつでも退会することができる。この場合において、退会の申出は、1か月前までに会長に退会届を提出して行うものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りではない。

(会員資格の喪失)

第18条 会員は、次の各号に該当する場合は、会員資格を喪失する。

- 一 前条に基づき退会となったとき
- 二 正当な理由なく年会費等を6か月以上滞納したとき
- 三 除名されたとき
- 四 死亡又は失踪宣告を受けたとき
- 五 適正化法第33条第1項によって、マンション管理士の登録を取り消されたとき
- 六 登録マンション管理士でなくなったとき

2 会員が前条の規定により退会したときは、当法人に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は免れることができない。

3 既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、会員が退会した場合でも、これを返還しない。

(懲戒)

第19条 当法人は、会員が当法人の定款、規程及び規則等に違反したとき並びに次の各号に該当する事実があるときは、理事会決議又は総会決議を経て、懲戒することができる。ただし、この場合、第44条第2項は適用しない。

- 一 当法人の事業を妨げ、又は当法人の名誉を著しく傷つける行為をしたとき

- 二 当法人の定款及び倫理規程に違反した行為をしたとき
 - 三 その他懲戒すべき正当な理由があるとき
- 2 懲戒は、次の5種とする。
- 一 口頭注意
 - 二 文書戒告
 - 三 6か月以内の会員資格の停止
 - 四 退会勧告
 - 五 除名
- 3 懲戒の審査対象となっている会員は、懲戒手続きが行われている間、会員の資格を喪失しない。第17条及び第18条の規定についてはこれを適用しない。
- 4 懲戒に関する審査は、綱紀委員会において調査及び審査を行う。ただし、利害関係がある委員は、委員会の調査及び審査に参加できない。
- 5 会長は、会員に対する第2項第一号から第四号までの懲戒を決定するときは、理事会の決議を経なければならない。
- 6 会長は、前項の懲戒を決定するときは、対象となる会員に弁明の機会を与えるものとする。
- 7 当法人は、会員を第2項第五号に定める除名をするときは、第26条第2項に基づく総会の議決を経なければならない。又、除名対象となっている会員に対して、総会開催の一週間前までに、当該総会において除名を審議すること及び当該総会において議決する際に弁明する機会を与えることについて通知するものとする。
- 8 前項の除名がなされた場合は、会長は遅滞なく除名した会員の氏名及びその理由を除名した会員を含む全会員に通知するものとする。
- 9 会長は、第2項第三号から第五号の懲戒処分が決定されたときは、日管連に通知する。
- 10 第2項第四号の退会勧告に基づいて退会した会員は、退会した日から2年間、第五号の除名を受けた会員は、その処分決定日から4年間を経過するまでの間、当法人に入会申込はできない。

第4章 総会

(開催)

第20条 当法人の総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当するときに開催する。

- 一 理事会が必要と認めたとき。
- 二 総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から理事会に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求があったときは、当該請求のあった日から1か月以内に総会を開催。

(構成及び議決権)

第21条 総会は、会員をもって構成する。

- 2 会員は、各1個の議決権を有する。
- 3 会員は、総会開会時点で未納会費がある場合は、議決権を行使することができない。
- 4 会員は、書面又は代理人によって議決権を行使することができる。
- 5 会員が代理人により議決権を行使しようとする場合において、その代理人は当法人の会員でなければならない。
- 6 代理人は代理権を証する書面を会長に提出しなければならない。

(招集)

第22条 総会は、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は総会員の議決権の5分の1以上の議決権を有する会員から、会議の目的及び招集を必要とする理由を記載した書面をもって、臨時総会の招集の請求があったときは、当該請求のあった日から1か月以内に総会を招集しなければならない。
- 3 前項の請求者は、会長が前項の請求の後、遅滞なく招集手続きを行わない場合、または前項の規定による請求があった日から1か月以内に総会を招集しない場合は、第1項の規定にかかわらず、裁判所の許可を得て、臨時総会を招集することができる。
- 4 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従い、副会長が招集する。
- 5 総会を招集するには、総会の日々の2週間前までに、書面又は電磁的方法により通知を発するものとする。

(招集手続の省略)

第23条 総会は、会員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

(議決事項)

第24条 総会は、次の事項を決議する。

- 一 定款の制定、改正に関する事
- 二 倫理規程の制定、改正に関する事
- 三 決算に関する事
- 四 事業計画と会計予算に関する事
- 五 役員を選任又は解任に関する事
- 六 当法人の入会金、年会費の変更
- 七 基金の募集及び返還
- 八 資金の借入及び返済
- 九 会員の除名

- 十 当法人の合併、解散
- 十一 日管連からの退会
- 十二 その他総会で決議すると理事会が決議した事項

(議長)

第25条 総会の議長は、会長が務める。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従い、副会長が議長となる。

(決議の方法)

第26条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会員の議決権の過半数を有する会員が出席し、出席した当該会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項の決議については、総会員の半数以上であって、総会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- 一 会員の除名
- 二 監事の解任
- 三 定款及び倫理規程の改正
- 四 合併、解散
- 五 日管連からの退会

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の行使)

第27条 会員は、書面又は電磁的方法によって議決権を行使することができる。

2 前項の規定は、第12条1項に規定する決議の場合においては、適用しない。

3 会員は、代理人によってその議決権を行使することができる。この場合においては、会員又は代理人は代理権を証する書面を会長に提出しなければならない。

4 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

5 第3項の会員又は代理人は、代理権を証する書面の提出に代えて、当法人の承諾を得て当該書面に記載すべき事項を電磁的方法により提供することができる。この場合において、当該会員又は代理人は、当該書面を提出した者とみなす。

(総会の決議の省略)

第28条 総会の決議の目的たる事項について、理事又は会員から提案があった場合において、その提案に会員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

2 前項の書面は、次条の規定を準用する。

(総会議事録)

第29条 議長は、総会の議事について法務省令で定める事項を記載した議事録を作成し、議長、出席した理事及び監事はこれに署名し、または記名押印しなければならない。議事録はこの総会の日から、主たる事務所にあっては当該議事録を10年間、従たる事務所にあっては当該議事録の写しを5年間、それぞれ備えおくものとする。

2 第27条第3項に規定する代理権を証する書面及び第5項の電磁的方法により提供された事項が記載された電磁的記録についても、同様とする。

第5章 役員

(役員の設定)

第30条 当法人に、次の役員を置く。

一 理事 10名以上15名以内

二 監事 2名以内

2 理事のうち、会長を1名とし、副会長を3名以内とする。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、副会長をもって法人法上の業務執行理事とする。

(役員を選任及び資格)

第31条 当法人の理事及び監事を選任は、総会における決議をもって行う。

2 役員を選任に関し必要な事項は、別に定める役員選任規則による。

3 理事は、会員の中から選任する。

4 会長及び副会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

5 監事は、当法人の理事又は使用人を兼ねることができない。

6 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務及び権限)

第32条 理事は、理事会を構成し、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表し、その業務を統括する。副会長は、会長を補佐し、会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、理事会があらかじめ定めた順序に従い、その職務を代理又は代行する。

3 前項の業務を執行する理事の権限及びその他の理事の職務の執行に関して必要な事項は、別に定める理事会規程による。

4 会長、副会長及び業務執行理事は、3か月に1回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務、権限及び義務)

第33条 監事は、次に掲げる職務を行う。

一 理事の職務の執行を監査し、監査報告書を作成すること。

二 いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすること。

2 監事は次に掲げる権限及び義務を負う。

一 理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べること。

二 理事が不正の行為をし、若しくは不正の行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくはこの定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。

三 前号の報告をするため必要があると認めるときは、会長に対し理事会の招集を請求すること。

四 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合は、理事会を招集すること。

五 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法務省令で定めるものを調査すること。この場合において、法令若しくはこの定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

六 理事が当法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくはこの定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、その行為によって、当法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

七 その他法令で定める事項。

(役員任期)

第34条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事については、再任を妨げない。

4 理事又は監事が第30条第1項に定める定数に足りなくなるとき、又は欠けたときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、それぞれ新たに選任された理事又は監事が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第35条 役員は、いつでも、総会の決議によって解任することができる。

(役員 の 退任)

第36条 役員は、次の各号に該当したときは退任する。

- 一 総会において解任の決議があったとき
- 二 役員が当法人の会員でなくなったとき
- 三 第19条第2項第三号から第五号の懲戒処分を受けたとき

(役員 の 報酬等)

第37条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

2 理事及び監事には、別に定める規則に基づき、その職務を執行するために要する費用を支弁することができる。

(顧問)

第38条 当法人に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は理事会の決議を得て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、当法人の運営上重要事項について会長の諮問に応じる。

第6章 理事会

(構成)

第39条 理事会は、全ての理事で組織する。

2 理事会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、別に定める理事会規程による。

(議決事項)

第40条 理事会は、次の事項を議決する。

- 一 会員の入退会の承認に関する事
- 二 委員会等の設置及び改廃に関する事
- 三 規則等の決定
- 四 事業の執行方法に関する事
- 五 総会に付議すべき議案に関する事
- 六 事業報告、決算に関する事
- 七 事業計画、収支予算に関する事
- 八 資産の管理
- 九 会長、副会長、事務局長の選定、解職
- 十 理事の職務の執行の監督に関する事項
- 十一 日管連総会議案の議決権行使に関する事項

十二 その他当法人運営上必要な事項

(招集)

第41条 理事会は、会長が招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

2 会長は、理事から請求があったときは、理事会を開催しなければならない。

3 前項の場合、会長は5日以内に、その日から1週間以内の日を会日とする臨時理事会を招集しなければならない。

4 会長が、前項による臨時理事会を招集しない時は、開催を求めた理事が招集する。

5 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従い、副会長が招集する。

(招集手続の省略)

第42条 理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

第43条 理事会の議長は、会長が務める。

2 会長が欠けたとき、又は会長に事故があるときは、会長があらかじめ理事会の承認を得て定めた順序に従い、副会長が議長となる。

3 理事又は監事が招集した理事会においては、当該理事会において議長を選任する。

(理事会の決議)

第44条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が当該提案につき書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案に異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第45条 議長は、理事会の議事について法務省令で定めるところにより議事録を作成し、議長、出席した理事及び監事はこれに署名し、または記名押印しなければならない。

2 前項の規定により作成した議事録は、主たる事務所に10年間備え置かなければならない。第44条第2項の意思表示を記載した書面及び記録した電磁的記録についても、同様とする。

第7章 委員会

(委員会)

第46条 当法人は、第8条に掲げる事業の遂行のため、必要な委員会を置く。

2 委員会の設置に関し必要な事項は、別に定める委員会設置規程による。

第8章 基金

(基金の募集)

第47条 当法人は、法人法第131条の規定に基づいて基金を引受ける者の募集をすることができる。

(基金の取扱い)

第48条 基金の募集、割当て、払込等の手続、基金の管理及び基金の返還等の取扱いに関し必要な事項は、別に定める規則による。

(基金の拠出者の権利)

第49条 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第50条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(収入)

第51条 当法人会計の収入は、会員の入会金、年会費、寄付金及びその他収入とする。

(支出)

第52条 当法人会計の支出は、事業に要する経費及び事務運営に要する経費とする。

(事業計画及び収支予算)

第53条 当法人の事業計画書、収支計画書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、会長がその事業年度開始日の前日までに作成し、理事会の決議を経て総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項に規定する場合において、やむを得ない事由により予算が成立しなかったときは、会長は、理事会の議決に基づき予算成立の日までの期間は、前年度の予算に準じ収入及び支出をすることができる。

3 前項の収支は、新たに成立した予算の収支とみなす。

(事業報告及び決算)

第54条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次に掲げる書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て定時総会に提出し、第一号及び第二号の書類についてはその内容を報告し、第三号から第六号までの書類については承認を受けなければならない。

- 一 事業報告
- 二 事業報告の附属明細書（監事の監査報告書を含む）
- 三 貸借対照表
- 四 損益計算書（正味財産増減計算書）
- 五 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 六 財産目録

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、次に掲げる書類を5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

- 一 監査報告
- 二 理事及び監事の名簿
- 三 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- 四 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち、重要なものを記載した書類

3 当法人は、第1項の定時総会の終結後遅滞なく、貸借対照表を公告する。

（計算書類等の保存）

第55条 当法人は、前条第1項第三号から第五号までに掲げる計算書類等を作成してから10年間、当該計算書類等を保存しなければならない。

（計算書類等の備置き及び閲覧）

第56条 当法人は、各事業年度に係る第54条各号に掲げる計算書類等を、定時総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

2 会員及び債権者は、当法人の業務時間内に、前項に掲げる計算書類等の閲覧等の請求をすることができる。

（剰余金の分配の禁止）

第57条 当法人は剰余金の分配を行うことができない。

（残余財産の帰属）

第58条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第59条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散の事由)

第60条 当法人は、次に掲げる事由によって解散する。

- 一 総会の決議
- 二 会員が欠けたとき
- 三 合併（合併により当法人が消滅する場合）
- 四 破産手続開始の決定
- 五 裁判所の解散命令

第11章 事務局

(事務局)

第61条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長その他の事務局員を置く。
- 3 事務局長その他の事務局員は、理事会の承認後に会長が任免する。
- 4 事務局長その他の事務局員の事務分掌等に関し必要な事項は、別に定める事務局規程による。

(事務局に備え置く書類)

第62条 事務局には次の書類・帳簿を常に備え置かなければならない。

- 一 定款
- 二 会員名簿
- 三 役員及び職員の名簿
- 四 総会及び理事会の議事に関する書類
- 五 事業計画書及び収支予算書
- 六 事業報告、損益計算書、貸借対照表及びこれ等の附属明細書
- 七 監査報告書
- 八 登記に関する書類
- 九 その他定款及び法令で定める書類帳簿

第12章 雑則

(マンション管理士以外のもの)

第63条 当法人は、マンション管理士以外のものを会員としてはならない。

(定款に定めのない事項)

第64条 この定款に定めのない事項については、法人法その他の法令の定めるところに

よるものとする。

2 この定款に定めるもののほか、当法人の運営に関し会員の権利義務に関わる重要な規程は総会の決議により、当法人の運営に関し必要な規則は理事会の決議により、それぞれ定めるものとする。

附則

(最初の事業年度)

1 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成26年3月31日までとする。

(設立時社員の氏名及び住所)

2 当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

菅野英雄	札幌市中央区南24条西14丁目1番38-505号
辻信雄	札幌市中央区南9条西6丁目2番30-308号
高橋恭平	札幌市豊平区西岡4条14丁目3番16号
間口和博	札幌市北区新琴似10条12丁目9番1号
成田勝彦	函館市船見町13番14号
平井孝	札幌市中央区南6条西22丁目3番25-405号
橋本敏明	札幌市東区北34条東12丁目2番12-102号
横山宏道	札幌市厚別区厚別中央4条4丁目5番22号
長谷川秀人	札幌市白石区東札幌2条5丁目3番25-203号
福井利勝	札幌市手稲区手稲本町2条2丁目4番20-302号
折笠征七	北広島市虹ヶ丘6丁目4番地3
石川博一	札幌市中央区宮の森1条6丁目3番41-304号
能田登之	札幌市南区真駒内緑町3丁目1番1-504号
佐藤慎二	札幌市南区真駒内南町4丁目2番5-507号

(設立時役員)

3 当法人の設立時理事、設立時監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事	菅野英雄	辻信雄	高橋恭平
	間口和博	成田勝彦	平井孝
	橋本敏明	横山宏道	長谷川秀人
	福井利勝	折笠征七	石川博一
	能田登之	佐藤慎二	

設立時監事	西川孝行	菊地秀男
-------	------	------

設立時代表理事	菅野英雄
---------	------

(改正)

4 平成27年4月25日改正

5 平成 29 年 4 月 15 日改正